

標準様式第2号（第10条関係）

説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託

(2) 業務目的

一般財団法人足立区観光交流協会（以下「委託者」という。）と足立区が共催して実施する「光の祭典」において、元渕江公園等にイルミネーションを施し、足立区のイメージアップ及び竹の塚地域の賑わい創出に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

※ 撤去工事は令和9年1月29日（金）までに完了させること。

※ 委託者が「光の祭典」の事業を翌年度も予算化した場合かつ、実施後に行う評価委員会の評価検証で良好であると判断した際には、契約を更新できる。

なお、更新は1年単位とし、2回を限度とする。

ただし、金額は初年度と同等とは限らない。

(5) 提案限度価格

61,000,000円（税込）

（55,454,545円、消費税（10%）5,545,455円）

※ この金額を上回った場合はその時点で失格とする。

(6) 最低制限価格

なし

(7) 業務実施上の条件

ア 主要な技術者の資格条件

電気工事士法（昭和35年8月1日法律第139号）に定める第一種電気工事士及び第二種電気工事士

イ 現地調査の有無

あり

2 参加表明書に関する事項

(1) 参加表明書の作成様式

ア 別紙「参加表明書」

イ 財務諸表（直前決算を含めて過去3年間分の貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）2部

※ 個人での参加は不可とする。ただし、共同企業体等（JVまたは法人格のない組合等）は可とする。その際は、2社の場合は2社分、3社の場合は3社分の財務諸表を提出すること。なお、4社以上になる場合は、窓口及び統括になる1社分、イルミネーション等施工の中心となる2社分の合計3社分の財務諸表を提出すること。1社で複数を中心として担う場合は、次点となる企業の財務諸表を必ず前述の会社分提出すること。

ウ 別紙「技術資料1」～「技術資料4」

エ 危機管理マニュアル（様式自由）

オ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のものとし、提出条件は財務諸表と同様とする）

※ 上記ア、ウ及びエは、正本を1部、副本（参加者名無記名のもの）を15部用意すること。

(2) 参加表明書及び提出書類の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで（必着）

※ 受付時間は足立区役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階

一般財団法人足立区観光交流協会

ウ 提出方法

事前連絡のうえ、郵便等で送付または窓口に持参すること。

(3) 問い合わせ先

一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課

担当 一川

電話 03-3880-5853

3 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 提案書の提出者に要求される資格要件

- ア 国若しくは自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
- イ 特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区または委託者に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(2) 失格について

提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（1）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

(3) 提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務実績	同種、類似業務の実績はあるか	同種同類の業務実績が豊富か	25%
経営状況	経営状況が安定しているか	直前含め過去3年分の財務諸表から税理士が診断する	15%
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担が明確で、確實に業務を遂行できる体制か ・業務遂行にあたり十分な数の有資格者を揃え、適切に配置しているか 	30%
危機管理体制	事故防止及び発生時の対策は妥当か	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の危機管理意識向上に繋がる研修を適切に実施しているか ・妥当性のある危機管理マニュアル等があり、事故防止のための対策や事故発生時の体制が整っているか 	25%
社会的貢献度	社会的貢献度・地域貢献度があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼし認定企業 ・くるみんマーク認定企業 ・IS014001認証 ・プライバシーマーク ・健康経営優良法人 ・ユースエール認定など 	5%
区内加点	区内に本店がある場合は、得点数に5%を乗じた数を加算し、区内に支店等の事業所がある場合は、得点数に3%を乗じた数を加算する。		

※ 評価項目「経営状況」については、税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況が不安定で業績信頼性に不安があると、「『光の祭典』イルミネーション企画設置等業務委託事業者選定委員会」において認められた場合には、失格とする。

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上あることを条件とする。

(4) 提案書提出者の選定概数

「『光の祭典』イルミネーション企画設置等業務委託事業者選定委員会」において、提案書提出者を選定するための評価基準に基づき審査を行い、その合計点が高いものから順に原則、上位5者を提案書提出者として選出する。

4 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、一般財団法人足立区観光交流協会会長（以下「会長」という。）から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、会長に対して非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
- ア 受付場所
上記2（2）イと同じ
- イ 受付時間
足立区役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に会長に対して申立てができる。

5 提案書の作成等に関する事項

（1）提案書等の作成様式

- ア 別紙「要求水準書」記載に基づき提案書を作成すること。
- イ 提案書はA4サイズ両面刷り10枚（20ページ）までに記載し、正本1部、副本15部を提出すること。パース等でのビジュアル表現をA3で行うことは可とするが、その際には片面印刷にし、提案書に折り込むこと。A3を使用した場合は1枚につきA4の提案書2ページ分とみなす。なお、正本は事業者名を記載したものとするが、副本には事業者名を一切記載しないこと。
- ウ 特定審査時にプレゼンテーション資料を使用する場合は提案書と同数提出すること。ただし、パワーポイントを使用する場合は、紙媒体に印刷したものと同数用意し、電子媒体（CD、DVD又はUSB）とあわせて提出すること。なお、バージョンによる相違の発生を防ぐため、PDFへの変換も可とする（委託者のバージョンは2021である）。また、スライドの枚数は特に制限を設けないが、与えられた時間に説明が終わる枚数とすること。
- エ 提案見積書（書式は自由とするが、必ず代表者印を捺印すること。なお、提案見積書は提案書の枚数に含めない）

（2）記載上の留意事項

- ア 仕様書及び要求水準書に留意して記載すること。
- イ 提案書に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ウ 提案内容は、一事業者につき一提案とし複数案は認めない。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

上記2（2）イに同じ

ウ 提出方法

事前連絡のうえ、郵便等で送付または窓口に持参すること。

エ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（休日を含まない）

(4) 問い合わせ先

上記2（3）に同じ

6 提案書を特定するための評価基準

評価基準	評価の視点	指標	評価配分
業務理解度	業務の理解度は十分か	提案内容が仕様書に沿ったものであるか	5 %
テーマ	ストーリー性が感じられ、かつ効果的なテーマが設定されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・特にファミリー層に対して、また若者にも魅力的で効果的なテーマであるか ・テーマに沿ったオブジェや演出の提案がありストーリー性を感じられるか 	10 %
イルミネーション等	テーマに沿った効果的なイルミネーション等であるか。全体に新規性を感じられるか	<ul style="list-style-type: none"> ・話題性を創出し集客が期待できるようなオブジェや演出があるか ・竹ノ塚駅前の賑わいを創出し、元渕江公園に行ってみたくなるような繋がりのあるイルミネーション等であるか ・竹の塚けやき大通りの賑わいを創出する華やかなイルミネーション等であるか ・メタセコイアのイルミネーション等やライティングショーは、当事業のシンボルとして見栄えのあるものとなっているか 	30 %
体験型・双方向型の企画	テーマに沿った効果的な企画であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者が乗るなどして楽しめるアトラクション等、来場者による体験型の企画が提案されているか ・スイッチを押すと光る、声に反応して色が変わる等、来場者が演出に参加できる双方向型イルミネーション企画が提案されているか ・来場者が楽しめるフォトスポットが設置されているか 	25 %
環境への配慮	環境に配慮した対策があるか	施工方法や使用する電材等について、環境に配慮した対策（廃棄、リサイクル等を含む）を実施しているか	5 %
業務実績	同種・類似業務の実績はあるか	同種同類の業務実績が豊富か	5 %
実施体制	実施体制は妥当か	役割分担が明確で、確実に業務を遂行できる体制か	5 %
危機管理	危機管理は妥当か	十分な安全対策が行われているか	10 %
費用対効果	コストパフォーマンスは評価できるか	提案限度額相当又はそれ以上の効果が期待できる内容が提案されているか	5 %

区内加点	下記の表のとおり加点するものとする
------	-------------------

<区内加点表>

業者及び業務の条件	加点
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5 %
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4 %
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3 %
区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2 %

※ 配点の合計数が第1位のものを優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積金額等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第2位の者を次点とする。

また、原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、会長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、会長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所
上記2（2）イに同じ
 - イ 受付時間
上記4（2）イに同じ
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に会長に対して申立てができる。

8 この説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月13日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

上記2（2）イに同じ

(3) 提出方法

FAXまたはメール

FAX番号 03-3880-5769

E-MAIL アドレス info@kanko-adachi.jp

(4) 回答方法

令和8年2月17日（火）までに電子メールで回答する。

なお、併せて委託者ホームページで質問及び回答について公表する。

9 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、特定された提案書について情報開示請求がされた場合は、開示する場合がある。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 委託者は、最高得点者と協議のうえ、この説明書および提案書を参考に業務仕様書を作成し、最高得点者と契約を締結する。最高得点者が辞退した場合は、あらかじめ選定委員会で定めた順位の範囲内で次点者を繰り上げる。
- (8) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより委託者に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (9) 被特定者が正当な理由なく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、委託者の入札等に参加できないことがある。

10 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和8年2月 6日（金）から 令和8年2月18日（木）午後5時まで
説明書に関する質問期限	令和8年2月13日（金）午後5時
参加表明書の提出期間	令和8年2月 6日（火）から 令和8年2月19日（木）午後5時まで
提案書提出者選定結果の通知	令和8年3月23日（月）
提案書の提出期間	令和8年3月23日（月）から 令和8年4月16日（木）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和8年4月28日（火）
特定結果通知	令和8年4月30日（木）
契約締結	令和8年6月上旬

11 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所内南館4F

一般財団法人 足立区観光交流協会 担当 一川

【電話】03-3880-5853

【FAX】03-3880-5769

【メール】info@kanko-adachi.jp